

名称：医療法人財団慈泉会における公的研究の不正取引に係わる業者に対する方針	初回施行日：2025/9/1
番号：J0-071	文書管理者：医学研究センター特任センター長
版：第1版	決定者：最高経営責任者

医療法人財団慈泉会における 公的研究の不正取引に係わる 業者に対する方針

決定者：



名称：医療法人財団慈泉会における公的研究の不正取引に係わる業者に対する方針	初回施行日：2025/9/1
番号：J0-071	文書管理者：医学研究センター特任センター長
版：第1版	決定者：最高経営責任者

□ 規程の立案－決定プロセス

決定者	最高経営責任者
承認者	法人経営会議議長
審議（会議）	法人経営会議、医学研究センター会議
検討（委員会）	－
文書管理者	医学研究センター特任センター長
協働作成者	－
文書立案者	医学研究センター主任

□ 分類

第I分類（事業体名）	慈泉会 (J)
第II分類	組織 (O)
第III分類	組織管理

□ 制定・改定・更新履歴

年月日	版	内容
2025/9/1	初	制定

名称：医療法人財団慈泉会における公的研究の不正取引に係わる業者に対する方針	初回施行日：2025/9/1
番号：J0-071	文書管理者：医学研究センター特任センター長
版：第1版	決定者：最高経営責任者

1. 目的

- 1.1 慈泉会（以下当会）における公的研究費に関する不正防止計画に基づき、不正取引に関与した取引業者に対しての措置を講じる必要が生じた際の手続について定めるため。

2. 適用範囲

- 2.1 本規程の適用範囲を以下とする。

(適用) 事業体	公的研究費により行われる研究における取引業者
(適用) 部署	上記の全部署
(適用) 職種	上記の全職種

3. 定義

- 3.1 取引業者とは、物品や製品を購入する際に代金を支払う相手となる製造業者、または物品や製品を納品する代理店等をいう。
- 3.2 不正取引とは、正規の購入方法から逸脱した手順や方法で行われる、全ての取引をいう。
- 3.3 本規程において公的研究費とは、文部科学省、文部科学省が所轄する独立行政法人または厚生労働省もしくは AMED（日本医療研究開発機構）等から配分される、原資が税金で、公募型の競争的研究費をいう。

4. 方針

- 4.1 本規程における措置の対象となる行為
- 4.1.1 取引に係わる書類の作成に際し、虚偽の記載を行うなど、不正行為があつた場合
- 4.1.2 取引の履行に際し、虚偽の請求を行うなど、不正の行為があつた場合
- 4.1.3 研究費を不正使用する取引に加担、協力または誘引した場合
- 4.1.4 調査にあたり、虚偽の報告をした場合
- 4.1.5 その他、当会に不利益を及ぼす行為があつた場合

5. 規則

- 5.1 処分の方法

- 5.1.1 不正な取引に関与した業者に対する取引停止等の処分内容は、不正への関与の程度、金額等に応じ、その都度最高経営責任者が決定する。
- 5.1.2 最高経営責任者は、前項における処分内容の変更を行う場合は、当該不正業者に遅延なく通知するものとする。

- 5.2 誓約書の提出

名称：医療法人財団慈泉会における公的研究の不正取引に係わる業者に対する方針	初回施行日：2025/9/1
番号：J0-071	文書管理者：医学研究センター特任センター長
版：第1版	決定者：最高経営責任者

5.2.1 公的研究費で購入する物品や製品を納品する取引業者から、別途、誓約書（様式2）を提出するものとする。

5.2.2 提出は1回とするが、本規程が変更された際、必要があれば再度提出とする。

6. 教育

6.1 本規程および誓約書は、当会相澤病院のホームページに常時掲載し、周知する。内容に変更があった場合には、速やかにホームページも更新する。

7. 関連法規・指針・ガイドライン・参考等

7.1 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改定 文部科学大臣決定）

8. 関連業務規定

8.1 医療法人財団慈泉会における公的研究費による研究実施規定
8.2 医療法人財団慈泉会における管理・監査の規程

9. 様式・申請書・記録用紙等

9.1 誓約書（様式2）

名称：医療法人財団慈泉会における公的研究の不正取引に係わる業者に対する方針	初回施行日：2025/9/1
番号：J0-071	文書管理者：医学研究センター特任センター長
版：第1版	決定者：最高経営責任者

様式2

誓約書

当社（当法人）は、医療法人財団慈泉会（以下慈泉会）との公的研究費に関する取引にあたり、下記事項について遵守することを誓約致します

1. 慈泉会の定める関連規程等や公的研究費等の配分機関の定めるルールを遵守し、いかなる不正・不適切な契約を行わないこと
2. 慈泉会における内部監査、その他調査等において、取引帳簿等の閲覧、提出等の要請に応じること
3. 慈泉会との取引にあたり、当社（当法人）に不正に関与したと認められた場合は、いかなる処分を講じられても意義がないこと
4. 慈泉会の職員・関係者から不正な行為の依頼等があった場合には、慈泉会の相談窓口に通報すること

20 年 月 日

社会医療法人財団慈泉会 最高経営責任者 殿

(社名)

(代表者役職・氏名)

印